

早稲田大学大学院法学研究科

2014年7月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「中国人民陪審員制度の研究—その現状と課題」

申請者氏名 孔 曉 鑫

主査	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	水島朝穂
	早稲田大学教授		今関源成
	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	小口彦太

## 孔曉鑫氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学法学研究科博士後期課程 5 年の孔曉鑫氏は、早稲田大学学位規則第 7 条第 1 項に基づき、2014 年 2 月 3 日、その論文「中国人民陪審員制度の研究——その現状と課題」を早稲田大学大学院法学研究科に提出して、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2014 年 7 月 24 日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

### I. 本論文の構成と内容

#### (1) 本論文の構成

本論文は、中国における人民陪審員制度の歴史的形成と展開、その現状と課題を実証的に明らかにしようとするものである。そのために、本論文は、中国の陪審制度に関する公的文書や文献の分析を通じた当該制度の議論状況の整理を行うとともに、当該制度についての法律とその実施状況に関する報告書を検討するという方法をとる。その際、人民陪審員制度の改革の一環として試行されている、河南省「人民陪審団制度」について、現地調査の結果に基づく検証も行う。

本論文は序章と終章、6 つの章より構成される。問題意識と課題の限定、分析の方法を記した序章に続いて、第 1 章において、中国における陪審制度の立法構想が歴史的に検討される。ここでは 19 世紀初期（清朝末期）の陪審制の移植から 1930 年代～40 年代末のソ連型人民陪審員制度の継受に至るまでの過程が概観される。第 2 章では、1949 年建国から 1997 年までの人民陪審員制度の「繁栄－停滞－回復－衰退－復興」の各段階のうち、「復興」期をのぞく 4 つの段階が分析される。続く第 3 章では、現行の人民陪審員制度の立法経緯が検討される。第 4 章において、人民陪審員制度の実施状況が体系的に紹介される。第 5 章では、司法の独立と「司法の民主化」の両概念と人民陪審員制度との関係について、中国における学説・実例を俯瞰した検証が行われる。第 6 章は、人民陪審員制度の改革の一形態とも言える、河南省「人民陪審団制度」について、現地調査の結果を踏まえた分析が行われる。そして最終章では、中国における陪審制度の今後の発展の可能性と方向性が探られる。

#### (2) 本論文の内容

本論文の内容を各章ごとに見ていく。

まず、序章で、2005 年 5 月施行の『人民陪審員制度を改善するための全人代常務委員会の決定』（以下『決定』という）に注目し、これにより、1982 年の

現行憲法制定以降ほとんど機能してこなかった人民陪審員制度（実際は参審制）の整備が始まるという認識が示される。この『決定』により、人民陪審員制度が全国的に実施され、普及していく。人民陪審員制度は、「司法の民主化」の代表的制度として位置づけられているが、中国では、「司法の大衆化の本質は司法の民主化である」という理念が、「司法の民主化」を支える主流の理念とされている。このような理念に基づく人民陪審員制度がどのように運用されているのか、また、運用の過程でどのような問題が生じているのか、それらの問題の原因は何か、さらに、人民陪審員制度はどのように改革されるべきかについて、日本ではまだ十分に紹介・研究されていない。序章では、このような問題性を指摘し、本論文の問題の所在と課題の限定を行う。

第 1 章においては、現行の人民陪審員制度の分析・検討の前提として、まず中国における陪審制度の歴史が概観される。

第 1 節では、陪審と陪審制という概念は、19 世紀初期、西洋の宣教師により、初めて中国へ紹介されたことが明らかにされる。その後、約 1 世紀間、宣教師と進歩的な知識人、官僚が、陪審制の移植について重要な役割を果たした。ちなみに、中国近代において用いられた法律用語は、日本語の漢字・熟語から中国に伝わったものが多いが、「陪審」という言葉の起源は中国語である。

第 2 節では、陪審制が、1906 年『大清刑事民事訴訟法草案』（以下、『草案』という）において、中国の法典に正式に登場することになったことが明らかにされる。この『草案』では、陪審員の責任や、陪審制の適用、陪審員の選任方法、陪審員の資格要件、陪審団の構成、陪審員の忌避、陪審裁判の手續などが定められている。『草案』起草者であり、英米の司法制度から深く影響を受けた伍廷芳は、中国の伝統法と英米法と人民陪審員制度を十分に結びつけることができていると指摘する。陪審制は、英米法的な特色に彩られ、激しい批判にさらされる。そして、清朝末期の変法修律の後期には、大陸法を模倣しようとする潮流が次第に有力となり、陪審制は、『草案』ともども放置されることになった。とはいえ、この清朝末期の陪審制立法は、中国における陪審制度の発展という観点から見ると、中国における初めての試みとして、画期的な意義があると評価される。

第 3 節では、中華民国時代における陪審制度の紹介が行われる。国民党政権下の陪審制度は、一部で限られた形で実施されていた上、その陪審制度の仕組みそれ自体が一定の政治的色彩を帯び、国民党に有利に設計されていた。

第 4 節では、1930 年代の初めから 1940 年代の末には、中国共産党政権の下、ソ連の人民陪審員制度を模倣しつつ、中国の実情に合わせて手が加えられ、中国共産党独自の陪審制度が作り出されたことが分析され、この陪審制度が現代

の中国における人民陪審員制度の前身であると評価される。かくて、共産党政権下で、人民陪審員制度は広く実行に移されたが、この経験は、人民陪審員制度の実践にとって重要なものとなり、中国の法の発展の歴史において重要な意義を有すると評価されている。

第2章においては、1949年建国後から1997年に至る人民陪審員制度の発展を「繁栄－停滞－回復－衰退－復興」の5段階に区分して、前4段階が分析される。

第1節では、建国初期（1949－1965年）の人民陪審員制度「繁栄」期について。ここでは、最初に1949－1954年までの人民陪審員制度の立法準備の段階において、人民陪審員制度が事実上試行されていたことが紹介された上で、1954年「憲法」と「法院組織法」および一連の指示や司法解釈に即して、人民陪審員制度の適用対象、選任、権限および参加方式などが検討される。

人民陪審員制度の実施状況について。1954－1957年は人民陪審員制度が発展した時期であり、当時の『光明日報』のこの制度に関する報道を参考にしつつ、人民陪審員の人数や構成、その政治的機能や司法的機能、さらには当時の運用上の問題点などが分析される。

1957年、反右派闘争が拡大化されるとともに、人民陪審員制度は「停滞」期に入り、1957－1965年には人民陪審員制度の実行は困難になったとされる。ここでは、当時の政府の新聞報道を通して、人民陪審員制度の建国初期の実施状況が概観される。その結果、同制度の特殊な時期における特殊な地位・使命を明らかにする。

第2節では、文化大革命期（1966－1976年）に中国の司法制度は徹底的に破壊され、人民陪審員制度も有名無実化したことを紹介しつつ、文革直後（1977－1981年）に人民陪審員制度が1978年「憲法」と1979年「人民法院組織法」、「刑事訴訟法」などにより、立法上は「回復」されたが、運用上の問題が生じていたため、実際には、人民陪審員制度は順調に実施され得なかったことが明らかにされる。

第3節は、人民陪審員制度の「衰退」期（1982－1997年）の検討である。1982年「憲法」では人民陪審員制度に関する規定が削除され、人民陪審員制度は憲法上の根拠を失うに至る。その後、「人民法院組織法」および3つの訴訟法とそれに対応する司法解釈を通じて、人民陪審員制度は基本的に削除された。この時期においては、人民陪審員制度を適用するか否かの裁量権が、人民法院に与えられ、法院は具体的事情に応じて該当制度を使用するか否かを判断することになった。この意味において、人民陪審員制度は、廃止されてはいないが、制度上弱体化されるに至ったと評される。

人民陪審員制度の弱体化とともに、同制度の運用には、さらなる困難が生じる。1980年代から1990年代末の人民陪審員制度の改革が始まるまでの間における、同制度の運用上生じていた人民陪審員の消極性、人民陪審員の構成の不合理性、法院の人民陪審員制度に対する消極性、人民陪審員制度による合議制の形骸化などが検討される。

人民陪審員制度の法制度と運用における弱体化の原因も分析される。原因の第1は、社会治安環境について、1980年代の初めには、中国の治安状況が悪く、訴訟効率を高めることが意図されたが、特に刑事訴訟に対して迅速かつ厳重に処罰しようとする立法者の意識もあり、非専門家である人民陪審員が裁判に参加することは明らかに訴訟効率の向上には役に立たないということになり、人民陪審員制度の使用が敬遠される傾向にあったことである。第2に、文革の終了に伴って、国民は、文革時代の群衆運動がもたらした災難を反省し、知識や人材を尊重して専門家が国を治めることが重要であると意識し始め、司法実践の中においても、法院と国民は、いわば素人である人民陪審員が裁判に関与することを積極的に支持しなかったことである。これが、人民陪審員制度の適用の弱体化につながった。第3に、改革開放が進むにつれ、中国の社会関係は複雑化し、社会の分業も更に進んだ。専門的な知識を持つ者による管理が求められ、法律システムも複雑かつ緻密なものとなってきたことである。1980年代の初から1990年代の末にかけて、中国の法治は確かに発展したものの、その発展と切り離せない専門化によって、非専門家である人民陪審員をその構成要素として含む人民陪審員制度は、裁判では適用されなくなった。

第3章においては、『決定』の立法経緯が分析される。司法機関を独立させる方向の司法改革が、かえって司法の腐敗と不公平を生じさせ、国民の不満を高めていたとされたので、国民が司法に参加し司法機関を監督するべきだということが主張され、人民陪審員制度の価値が再び着目されるようになった。『決定』はこのような背景のもとに成立したのである。1998年から、2004年に『決定』が可決されるまでの間、『決定』草案は継続的に修正が行なわれた。

引き続き、『決定』およびそれに関連する司法解釈から、人民陪審員制度の対象事件、合議廷の構成、人民陪審員の要件、人民陪審員の選任手続、人民陪審員の育成訓練、人民陪審員の権限と義務、人民陪審員に対する管理と考課、人民陪審員の罷免と終了など、制度の概要が紹介される。

第4章においては、中国の学界における人民陪審員制度の実際の運用状況とその効果を体系的に検討する実証研究に基づいて、人民陪審員制度の具体的な実施状況、問題点及びその原因が分析される。

第 1 節では、それぞれの報告（報告一から報告五）の方法や、調査の対象・目的が紹介される。

第 2 節においては、各種報告に基づき、人民陪審員の選任や、育成訓練、管理、審判、評議などに関して、人民陪審員制度は実際どのように運用されているのかを紹介し、これらと『決定』の関連する規定との間のズレを分析した。各報告によると、人民陪審員実施において、まず、①様々な現実的な原因のため、人民陪審員の選任は、関連の法律に照らして、公平・公開・公正等の原則を貫徹されているわけではないこと、②選定された人民陪審員の構成は、政治的地位や、学歴、そして職業の構成に関して、様々な偏りがあること、③人民陪審員の育成訓練は、形式的な訓練にすぎず、実質的な育成訓練は実際には困難であり、また、その育成訓練の内容・方式については、地方によって差が見られること、④適用対象については、刑事事件と民事事件が比較的多いが、行政事件は相当少なく、当事者の申請に基づく人民陪審員制度の適用があまり見られないこと、である。

さらに、次のような指摘もなされている。人民陪審員の選出に関して、合議廷を「無作為抽選」により選出する方式は実際には行なわれず、裁判官が都合の良い陪審員を指名し「専職陪審員」化が広く見られる。人民陪審員による開廷前の事案調査に関して、事案の調査権が重視されておらず、審理前の準備が不足している状況では、人民陪審員は法廷で意見を出すことが困難である。法廷審理の段階では、人民陪審員は法廷であまり発言しないが、評議の段階では、独立して意見を発表し、それを強く主張する場合には裁判の結果に影響を与える場合がある。人民陪審員、特に専職陪審員は、陪審する外にも、法院における他の事務的な仕事も担当している。最後に、農村における人民陪審員制度には都市部と比較して特殊な状況が存することが看過されてはならない。

第 3 節では、人民陪審員制度の運用に関する調査報告や報道に基づいて、現行の制度の運用上の問題が分析される。人民陪審員の資格要件、選任と任期についての定めに合理性が見られないことによって、人民陪審員が国民を十分「代表」することができておらず、また人民陪審員が法律専門家となってしまう傾向も見られる。合議廷では人民陪審員は積極的に意見を出すことが少なく、また人民陪審員が自らの意見を主張しても裁判官が真剣な検討を行わないことがある。他方、人民陪審員は法院の人員不足の埋め合わせを行なうものであると言われており、この役割は法院でも最も重視されている。

このような状況のもとでは、人民陪審員制度を以て国民の意識を裁判に反映するものということは困難であり、国民が法に基づき裁判活動に参加できるようにするという立法目的を十全に実現できない。

第 4 節では、人民陪審員制度の運用上の問題の原因に関して、制度自体の有

する問題、関連する訴訟制度の問題、法院側の問題、国民側の問題及び国家権力層の問題などといった各方面から探求される。まず、『決定』それ自体、および中国の裁判制度それ自体がはらんでいる固有の問題が制度に客観的に存在する。さらにその制度の運用に携わる側の主観的問題として、①人民陪審員制度改革の主導権を握っていたのが法院であること、②国民は、人民陪審員制度の立法・運用・問題点などについてあまり関心を持っていない一方で、同制度から利益を得ている陪審専門戸のような一部国民は、同制度の本来の目的・価値とは無関係に、同制度を盲目的に擁護していること、③国家の権力層は、もっぱら同制度を「司法の民主化」の象徴としてしか意義を見出していないこと、が指摘される。

第5章においては、人民陪審員制度の運用における問題とその原因について、さまざまな角度から分析される。司法の独立と「司法の民主化」という理念と人民陪審員制度との関係についての認識をめぐる問題点も、ここで検討される。

人民陪審員制度改革は、1990年代初頭に行われた司法の独立と司法の職業化という改革に対する反省として、1990年代の末に提起されたものであるが、そもそも司法の独立という前提が、果たして中国において存在したのかについてここで改めて分析される。

第1節では、人民陪審員制度改革の前提とされた、中国における司法の独立の状況が分析される。現在の中国において、司法機関に対して、共産党の指導、行政権力の干渉、また司法機関の上級法院からの下級法院の裁判業務に対する監督および裁判委員会、院長・延長などによる干渉が存在し、司法の独立は、中国ではいまだ確立されていないことが明らかにされる。司法機関が独立していないことが、司法の不公平や、司法の腐敗、司法権威の喪失などの問題を生じさせているとされる。このように、もともと独立していない司法に対してさらに国民の監督を加えたとしても、司法の運用上生じている問題の解決にあまり効果はないと問題提起がされる。

第2節では、中国でしばしば当たり前のように持ち出される「司法の民主化」という概念について考察される。まず、中国における「司法の民主化」に関する理念をめぐる議論を検討した上で、司法の大衆化と「司法の民主化」とを同一視することが中国の「司法の民主化」の見解の主流であることが指摘される。このような意味での「司法の民主化」の理念はまた、政府の主たる方向性を示すものとなっており、したがって人民陪審員制度も、「司法の民主化」の代表的な制度として位置づけられることになる。周永坤が指摘するように、「司法の民主化」を大衆司法と同一視してしまう誤解、また、「司法の民主化」は司法の職業化および司法の独立に対立するものであるという誤解が、中国の「司法の民

民主化」の発展に悪影響を与えており、ひいては司法改革を阻害してしまう恐れがあると指摘される。結局、この「司法の民主化」を司法の大衆化と簡単に同視してしまうことも、人民陪審員制度がその運用において形骸化される原因を作っているとされるのである。

第3節では、人民陪審員制度の運用その他の問題点や、上記の司法の独立・「司法の民主化」という観点と人民陪審員制度を連関させた形で、人民陪審員制度存廃についての論争が扱われる。「廃止派」は、①憲法上の根拠の不存在、「司法の独立」との抵触可能性、②同制度の実際の効果のなさ、③参審制それ自体の矛盾的契機、④中国の伝統的な法律文化との不整合などの点を主張してきた。これに対して、「存続派」は、①憲法の全体構造から人民陪審員制度を根拠付けることができる、②人民陪審員制度の「司法の民主化」の促進可能性、③人民陪審員が果たし得る機能などの面から論じ、同制度に対する批判に応答するとともに、同制度の改善方法を提案している。人民陪審員制度の改善の必要性と可能性については、学界も司法機関も認めており、今後の方向に注視する必要がある。

第6章においては、人民陪審員制度をいかに改善すべきであるかというテーマとの関係で、実際に、司法実務においていくつかの改革が試みられており、そのなかで最も注目される河南省の人民陪審団制度が実証的に検討される。

第1節では、河南省で人民陪審団制度が誕生した経緯は次のようなものである。2000年前後から、学界において「人民陪審団制度」が提唱されていたが、実務的には、2009年2月、河南省で初めての人民陪審団による裁判が試行され、2010年4月24日に、人民陪審団制度の骨格を規定する『試点異見』が河南省の各級法院に配布され、河南省全省の法院において全面的に同制度を試行することが決定された。同じ時期に人民陪審団制度の議案も立法機関に提出されている。

第2節では、人民陪審団制度の対象事件、陪審団の構成やその意見表明権など、人民陪審団制度の概要が紹介される。人民陪審団制度においては、人民陪審団が合議廷から独立して、裁判の全体に対して自らの意見を提出し、合議廷は判決を下すときに陪審団の意見を参考する。これは、人民陪審員制度とも異なる点を有する一方で、英米の陪審制とも異なるものである。

第3節では、人民陪審員制度と比べて、人民陪審団制度は資格要件や選任手続と任期について人民陪審員制度において生じていた諸問題をある程度改善し、より広い範囲の国民を「代表」できる仕組みとなっているなどの特徴がある。また、人民陪審団は、裁判官から独立しており、その意見が合議廷に対して事実上の拘束力を持っている点で、人民陪審員制度と異なっている。



第4節では、人民陪審団制度をめぐる学界における議論が整理される。人民陪審団制度の性質が明確でないこと、適用される審級に合理性が見られないこと、関連する制度の不備による合法性の問題があること、人民陪審団制度の裁判組織における地位が不明確であることなどが批判されているが、他方、これらの批判に対して、河南省高級人民法院の張立勇院長は、人民陪審団制度は違法ではなく、実際上の人民陪審員制度の改革に資する効果があるという面から反論している。多くの学者も、人民陪審団制度の不十分な点を認めた上で、人民陪審員制度の改善可能性、司法の民主化の価値、司法の独立の保障、死刑判決と冤罪の抑制等の立場から、同制度を評価している。

本論文の筆者は、河南省高級人民法院を訪問し、人民陪審団制度に関する資料を得て、幾つかの基層人民法院にインタビューした。第5節では、そうした現地調査と、そこで入手した人民陪審団制度を適用した裁判の判決書などに基づいて、この制度の実施状況と問題点を分析し、その運用のありようを明らかにしている。

第6節では「課題と展望」として、人民陪審団制度のもつさまざまな問題点を指摘し、現在の運用状況からみる限り、この制度は必ずしも楽観視できるものではない。しかし、人民陪審団制度は、現行の人民陪審員制度の改革の方向性を示すものとしての意義は肯定されるべきであろうともいう。最高人民法院も人民陪審団制度が人民陪審員制度の問題を解決する1つの案であることを認め、これを立法機関に提案しようとしている。

終章においては、本論文の観点から、中国の陪審制度の発展の方向性についての検討を行われる。中国の陪審制度としての人民陪審員制度は、様々な問題があるが、陪審制度は中国にとって不可欠な制度であると結論する。その上で、中国の陪審制度の発展の方向性について考察する。中国の陪審制度は、英米の陪審制の長所を採り入れ、あるべき陪審制へと発展すべきだと指摘する。

近年、中国の訴訟モデルも、職権主義から当事者主義の抗弁方式に向って改革が行われているところであり、このような方向性を推し進めれば、いつかは、あるべき陪審制に相応しい訴訟制度が成立することになると予測する。そして、陪審制それ自体も、この訴訟制度と司法原則の改革を促進しうると指摘して、本論文をとじる。

## II. 本論文の評価

司法権に関しては、裁判官という法専門職が基本的な担い手とされ、「司法の独立」が強調されて、政治から距離を置き、手続的公正を最重視して行使されるべき作用であるという理解が一般的である。この観点からすれば、司法権の

行使に「国民」が参加することは例外に属する。では、例外的になぜ法的知識と専門的熟練を欠いた「国民」を司法権の行使に関与させるのか、また、専門家ではない「国民」はいかなる資格において司法に関与するのか、どのような関与を期待されているのか。これらの問いに対する答えは、日本の憲法学においても必ずしも明確ではない。2009年5月から始まった日本の裁判員制度との関連で言えば、「国民の司法参加」の問題は、日本の憲法学においても、なお基本問題の一つであり続けている。

そうした状況のもとで、本論文は、日本の裁判員制度に多大の関心をもつ本論文の筆者が、中国における人民陪審員制度（実質は参審制）および人民陪審団制（評決に拘束力のない陪審制）の歴史と運用の検討を通じて、国民の司法参加における司法と国民の関係性をめぐる諸問題に切り込もうとしたものである。その点において、本論文は、日本の憲法学における「国民の司法参加」の問題を考える上で、重要な比較法的、比較法制度論的示唆を与えるものと言えるだろう。以下、本論文の特徴を、評価に値する点に即して具体的に指摘していこう。

第1に、本論文が、人民陪審員制度を中国の法制度史のなかで実証的に位置づけようとした点である。とりわけ、清朝末期から1949年の中華人民共和国の建国までの各段階における陪審制度の立法構想の歴史的検討は、日本では初めての研究と言えるだろう。「陪審」と「陪審制」という概念が初めて中国へ紹介されてから、陪審制度の最後の立法までの経緯を整理することにより、19世紀に、陪審制度が、中国、ひいてはアジアに導入された背景を理解することを可能としている。また、50年代から90年代の末までの人民陪審員制度の歴史の紹介により、建国50年間の人民陪審員制度の「繁栄—停滞—回復—衰退」という展開状況や、その問題と原因を明らかにすることによって、人民陪審員制度が2005年からの「再復興」に至る経緯を歴史的、体系的に理解することができる。5段階の時期区分による考察は、中国の人民陪審員制度の歴史的な位置づけと意味づけをより明確にすることに寄与するとともに、当該制度の分析・検討における分析視角として、今後の研究の参考となるすぐれた点であると評価できよう。さらに、人民陪審制度の存続をめぐる論争を整理・紹介することによって、中国法学界における同制度に対する姿勢・評価を明らかにした点も、司法制度の比較法的研究に有益な示唆を与えるものである。

第2に、中国人民陪審員制度の実施状況について、詳細かつ実証的に明らかにしたことである。とりわけ第3章、第4章は、人民陪審員制度とその実際の運用状況・効果に関して、中国において入手しうる限りの実証的研究を網羅的に参照し、それに基づき同制度の具体的な実施状況を分析しており、従来、これほど詳細な研究はわが国には存在せず、その点での貢献は大きいと思われる。

例えば、人民陪審員の選任権を法院が独占し、法律知識の豊富な人員を選任基準とすることで、陪審員が「専職陪審員」として固定される傾向にあり、それを本論文の筆者が「裁判官の不足」を補うためとする分析は、中国の裁判例に関する近年の日本の研究の成果とも符合し、説得的である。人民陪審員制度がキャリア裁判官の補完的役割を果たしているという現実は、「国民の意識を裁判に反映させる」というこの制度の理念とは必ずしも照応しない。人民陪審員制度の「理念と現実」の鋭い緊張関係を、本論文は人民陪審員制度の現場で起きている具体的な事例や問題を細密に指摘することによって浮き彫りにしている。さらに、本論文のすぐれた実証性は、第4章で個別の裁判事例の分析を通じて、判決形成過程に人民陪審員の意見がどのように影響しているかを明らかにした点にも見ることができる。従来の研究は判決文の分析にとどまり、判決に至る過程における人民陪審員の関わりまで踏み込んだ日本の研究は存在せず、この点は、本論文の特筆すべき点であると言えよう。

第3に、河南省の人民陪審団制度の制度設計から実施状況までの分析は、日本のみならず、おそらく中国においても未開拓の分野であって、本論文の学界への寄与と貢献と言える点である。本論文の筆者は、河南省高級人民法院で直接取材を行い、また複数の地域の裁判所を訪問してインタビューしたうえで、人民陪審員制度改革の「試行実験」としての同制度を、日本で初めて全面的かつ詳細に紹介した。また、人民陪審団制度を適用した裁判の判決書などの分析により、同制度の運用上の実際の問題までも子細に明らかにしている。ここで特筆すべき点は、重大案件について陪審団が決定することができる点である。これは、党の影響の強い「裁判委員会」が独占してきた決定権に風穴を開ける可能性を秘めている。このような分析は、日本のみならず、中国にもまだ存在しない先駆的な研究であって、本論文の価値を大きく高めていると言っていよう。

総じて、国民の司法参加のあり方は、日本において裁判員制度という独自の仕組みがとられたように、国ごとの司法制度のあり方や法文化、法意識の違いによって大きく規定される事柄であり、比較法的研究は大きな意味を持つように思われる。日本とは全く異なる政治体制の下で、また実質的に司法の独立が認められていない状況のもとではあるが、国民の司法参加がどのように位置づけられ、どのように運用されているか、またその改革の方向と内容を明らかにした本論文は、司法の国民参加の本質的問題の所在を考察し、国民参加の制度化にあたってどのようなことが問題となるのかを検討する素材を提供する点で、その比較法的意義はきわめて大きいと思われる。

とはいえ、このようにすぐれた本論文においても、問題がないわけではない。

第1に、「司法の独立」と「司法の民主化」の関係、特に国民の司法参加とい

う根本問題に対する本論文の理論的処理の問題である。日本においても、国民は「統治主体」（主権者国民の一員）として「民意」に依拠して他者を裁き、それを通じて自らの公共精神を涵養するのか、「素人」として「常識」・「市民感覚」を根拠に社会の意識の変化を判決に反映させるのか、あるいは「市民」として憲法の適正手続原則を素直に適用して専門家の長年の慣れから生じる悪弊を正して法専門職に対するチェック役となることが期待されるのかなど、国民の司法参加の目的と参加のあり方については複数の考え方が併存しており、一言で国民の司法参加（司法の民主化）といっても、統治権の一環としての司法権を国民が直接行使するという国民主権論的捉え方と、裁判官・検察官の司法権行使に対する市民によるチェックの制度化を通じて適正手続の保障を実現するという人権論的捉え方という基本的性格の異なる理解が併存しており、この併存は、国民の司法参加が、「司法の民主化」ともいわれるように、「法の支配」を原則とする司法の世界と、多数者の意思の支配を是とする国民主権・民主主義とを架橋しようとする試みであることに由来する。この架橋の仕方は、なお理論的に詰めなければならない重要な課題である。このような国民の司法参加（「司法の民主化」）がもつ根本的な問題性と、それが「司法の独立」に及ぼす影響やその関係についてのより掘り下げた考察は、本論文では必ずしも十分になされていない。もちろん、中国の国家制度、憲法および憲法体制が日本のそれとは決定的に異なることは十分に理解できる。中国では、党が「裁判委員会」を通じて個々の裁判にも干渉し、また公安・検察・法院の一体的運営が行われていることから、「司法の独立」には重大な限界が存することは明らかである。そうした中国司法の現実のなかで、「司法の民主化」という形で人民の司法参加を拡大させていくことの意義と限界をもっと明確にしてほしかったように思う。とはいえ、「司法の独立」と「司法の民主化」の関係の考察は、中国の司法制度改革の今後の方向と内容を検討していく上で不可欠のテーマであり、本論文の筆者による今後の研究の進展が期待される所以である。

第2は、人民陪審員制度の存廃に関する中国における議論の紹介がやや表面的で、それぞれの議論の根拠や背景にまで踏み込んだ考察が求められるところである。本論文の筆者の立場は「中立的」で、いま一つ自説ないし自己の評価が見えない点も不満が残る。ただ、その立場が「存続派」に傾斜していることは本論文を通じて十分に窺い知ることができ、それが、終章で、陪審制度が今後の中国にとって不可欠の制度であるという主張につながり、人民陪審員制度改革の試行実験（河南省の陪審団制度）を紹介していることから理解できるが、やはり自説を交え、理論的にきちんと総括しておくべきであったろう。

第3に、本論文では、「判例」という用語が使用されているが、中国法では「判例」概念は正式には認められておらず、「裁判例」という語の方が正確である。

このほかにも、細かな問題点は散見されるものの、これは本論文の筆者が今後の研究を進展させていくなかで訂正されていくべきものである。

以上の問題点は、本論文の総合的評価を何ら損なうものではない。長期的に見れば、中国における立憲主義の発展はきわめて重要な意味をもつ。「司法の民主化」（国民の司法参加の諸形態）をバイパスしながら、司法の独立を少しでも前進させることは、中国が「党治国家」から漸進的離陸をはかっていくためにも意味がある。本論文は、そうした方向を展望しつつ、日本における中国法研究の発展のみならず、憲法学に対しても実証的な問題提起を行ったものといえるだろう。本論文は、今後の中国法および中国法研究の発展にとって先駆的な成果をあげたものとして高く評価されるべきである。

### Ⅲ. 結論

以上の審査の結果、後記の委員は、本論文の提出者が、課程による博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2014年7月24日

#### 審査委員

主査	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	水島朝穂
	早稲田大学教授		今関源成
	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	小口彦太